

「Dialogue Theater -いのちのあかし-」事業推進業務委託に係る企画競争募集要領

令和8年8月17日

泉佐野市

成長戦略室

おもてなし課

泉佐野市（以下「市」という）では、「Dialogue Theater -いのちのあかし-」事業推進業務を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 業務の目的

本市では、大阪・関西万博のシグネチャーパビリオン「Dialogue Theater -いのちのあかし-」（以下「いのちのあかし」という。）を移設し、万博の理念を継承するとともに、「対話」を通じて人と人がつながり、新たな気づきや価値を生み出す文化・交流拠点として、令和10年度の供用開始に向けた取り組みを進めています。

本業務は、いのちのあかしの移設に先立ち、成功裏に終えた大阪・関西万博の熱量を持続させるためにも、移設までの機運の醸成を主目的とします。具体的には、既に整備されたシンボルツリーであるイチヨウ及び植栽を活用した事業や、「対話」を軸とした文化、芸術、交流等に関する取り組みを展開するとともに、イベント等の企画、多様な主体との連携、広報・情報発信及び寄附・協賛の獲得等を一体的に推進します。

また、万博で育まれた理念やつながりを一過性のものとすることなく、開館後の継続的な事業展開及び施設運営につながる企画、ネットワーク及び運営基盤を形成し、いのちのあかしが新たな文化・交流拠点として持続的に発展していくための体制を構築することを目的とします。

2. 業務内容

別添仕様書のとおりとします。

3. 業務実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本業務の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 市からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。

- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による更生又は再生手続きをしていないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：6,000,000円(税込)を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、市と調整した上で決定することとします。
※仕様書で定めるとおり、上記とは別に、受託者の働きかけにより本市への寄附又は協賛が実現した場合は、成果報酬の対象となる寄附又は協賛金額の20%に相当する額に、別途、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を成果報酬として支払うものとします。詳細は仕様書をご確認ください。
- (4) 成果物の納入：仕様書に定める成果物・実績報告書を市に納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。
- (6) 支払方法：業務実施について、仕様書に定められた事項を全て実施しているかを、現地確認、実績報告書等に基づき内容確認を行い、原則、事業終了後の精算払いで支払います。仕様書に基づいて実施されているかを厳格に審査し、不履行となっている事項分については、支払の対象外となる場合があります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年8月17日(月)

締切日：令和8年9月11日(金) 正午必着

(2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年9月1日(火) 正午までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、9. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス)を令和8年9月1日(火) 正午までに登録してください。

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)により提出してください。

- ・申請書(様式1) <5部>
- ・企画提案書(様式2) <5部>
- ・財務諸表(直前決算のものに限り) <5部>
- ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等) <5部>
- ・定款又は寄付行為の写
- ・法人登記簿謄本(写しでも可)(発行後、3ヵ月以内のもの)

② 提出された応募書類は本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

＜郵送の場合＞

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1 りんくうタウン駅ビル東棟2階
泉佐野市 成長戦略室おもてなし課

「Dialogue Theater -いのちのあかし-」事業推進業務 担当宛

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。日時は別途通知いたします。応募多数の場合は、提案書等、書類による第一次審査を行います。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が1. 業務の目的に合致しているか。

評価項目・評価の視点

本公募は、提出された企画提案書、実施体制、業務実績、提案内容及び見積価格等について、以下の審査基準に基づき総合的に評価します。なお、提案内容の実現性、効果及び業務遂行能力を重視して評価します。

評価項目	評価の視点	配点
業務実施体制・業務遂行能力	・業務を遂行するための体制が整っているか ・類似業務の実績や専門性があるか	20点
業務実施方針及び企画提案	・業務目的及び仕様書を十分理解した提案となっているか ・イベント企画、機運醸成、施設活用等の提案内容が具体的かつ実現性があるか	30点
広報・機運醸成及びネットワーク形成	・広報戦略や情報発信手法が効果的か ・企業、教育機関、関係団体等とのネットワーク形成及び継続的な連携が期待できるか	20点

寄附・協賛獲得に向けた提案	・ 営業手法や寄附・協賛獲得の方策が具体的かつ実現性があるか ・ 企業等へのアプローチ方法や営業活動の内容が効果的か	20 点
価格の妥当性	・ 業務内容に対して見積金額が妥当であるか	10 点
合計		100 点

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、市ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、市と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、市との協議を経て、業務内容・構成、業務規模、金額などに変更が生じる可能性があります。実際の契約内容となる別添の仕様書に記載のある事項についても確認の上、応募してください。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、業務開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、業務実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

9. 問い合わせ先

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階
 泉佐野市 成長戦略室おもてなし課
 「Dialogue Theater -いのちのあかし-」事業推進業務 担当宛
 E-mail : omotenashi@city.izumisano.lg.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「Dialogue Theater -いのちのあかし-事業推進業務について」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。